

業務委託仕様書

1. 委託業務名

奈良の酒のブランディングによる誘客促進事業

2. 委託期間

契約日～令和9年3月23日（火）

3. 業務目的

“日本のはじまりの地・奈良”は日本の食文化の礎を築いた地でもある。豊かな歴史文化に育まれた本県の食・食文化を活用し、効果的な情報発信を行うことで、奈良県への誘客促進を図る。

本県の食文化のなかでも、地域の人々、神仏、自然が共生する背景をもち、歴史と技術を受け継いできたストーリー性豊かな奈良県内の日本酒に焦点を当てる。

前年度事業では、奈良の日本酒ブランドの確立を目的として、実態調査、ブランド戦略の策定、ウェブサイト構築、旅行商品の造成等を実施した。本事業では、前年度の成果を活用し、旅行商品の販売強化、体験コンテンツの受入体制整備、国内外へのプロモーション展開を実施することで、インバウンド市場における奈良の日本酒の認知度向上を図り、本県への誘客促進および県内宿泊施設における宿泊実績、県内観光消費額が増加することを目指す。

4. 業務内容

本事業は、前年度に構築したブランド戦略およびプロモーション基盤を活用し、奈良の日本酒を活用した観光誘客を推進するものである。

- (1) 旅行商品の造成・販売強化
- (2) 体験コンテンツの充実および受入体制整備
- (3) プロモーション展開の実施
- (4) ウェブサイトおよびデジタルコンテンツの運用・拡充
- (5) 効果測定
- (6) その他、本事業を推進するに当たって必要な業務

5. 業務内容詳細

本業務の詳細は次のとおりとする。

- (1) 旅行商品の造成・販売強化

- ① 本県への誘客を訴求できる日本酒の体験コンテンツ（以下（1）⑤参照）を含む旅行商品（ツアーパッケージ、体験プログラム、モデルコース等）を造成すること。なお、造成とは必ずしも受託事業者が自ら行うものではなく、ツアー造成が可能な旅行事業者等へのはたらきかけ等により商品造成を促すことも含む。資格・登録内容により販売が認められない場合は、法令に則り販売可能な旅行事業者等と連携した上で、販売を前提とした造成をすること。

- ② 旅行商品情報を収集し、①で造成した商品とあわせてウェブサイト（（４）参照）へ掲載すること。
- ③ 旅行商品の販売促進を目的として、ECサイトとの連携やウェブサイト上での販売導線の整備等、オンライン販売環境の強化を図ること。また、国内外の旅行会社、ランドオペレーター、インバウンド向け旅行代理店等との連携を促進し、必要に応じて商談会への参加・個別商談・商談会への資料提供 等を実施すること。
- ④ 県内の酒蔵や販売店等を対象に、体験コンテンツ（酒蔵見学・試飲・ペアリング等）に関するタリフの収集・整理を行うこと。なお、タリフの様式は県が指定するものとし、前年度に収集した情報を基礎として整理すること。
- ⑤ 旅行商品・体験コンテンツ例は、以下のとおり
 - ・ガイド付きの酒蔵見学
 - ・酒蔵での試飲体験
 - ・酒造り体験（仕込み過程の一部体験）
 - ・酒蔵直営店・レストラン・宿泊施設での試飲体験やペアリング
 - ・酒蔵巡り

（２） 体験コンテンツの充実および受入体制整備

- ① 県内酒蔵における体験コンテンツの充実を図るため、ファムトリップ（FAMツアー）を実施すること。
 - ・対象：旅行事業者、インフルエンサー 等
 - ・人数：５名程度
 - ・回数：１回程度
 - ・訴求ターゲット市場：欧米
- ② 奈良の日本酒の歴史や醸造文化等について専門的な知識を有し、訪日外国人旅行者に対して魅力を伝えることができる人材の育成を目的としたセミナー等を実施すること。なお、通訳技術の向上のみを目的とするものではなく、日本酒文化や奈良の観光資源に関する知識の提供、旅行コンテンツとしての理解促進を目的とした内容とすること。
 - ・セミナー対象者：地域のガイド、日本酒に関連する事業者 等

（３） プロモーション展開の実施

- ① ターゲット市場に対する認知度向上を図るため、SNSを活用したプロモーションを実施すること。また、SNS広告等を活用し、効果的な情報発信を行うこと。
 - ・媒体：Instagram 等
 - ・アカウント：The Official Nara Travel Guide (@visitnara.jp) 等
- ② ターゲット国・地域における現地プロモーションを行い、奈良の日本酒および関連観光コンテンツのPRを実施すること。
 - ・訴求ターゲット市場：欧米
 - ・例：旅行博・見本市・試飲イベントへの出展、ライブ配信
- ③ プロモーションの実施に際しては、前年度に制作したブランドメッセージおよびブランドイメージを踏襲すること。

(4) ウェブサイトおよびデジタルコンテンツの運用・拡充

- ① 前年度に作成したウェブサイト（奈良県観光公式サイト「あをによしなら旅ネット」の配下「Immerse in Japan」）を継続的に活用し、コンテンツの追加・更新を行うこと。追加・更新にあたり、旅行商品、体験コンテンツ、酒蔵情報、Googleビジネスプロフィール 等の掲載内容を充実させ、利用者の利便性向上を図ること。
- ② 必要に応じて、多言語対応の強化を行い、ターゲット市場に適した情報提供を行うこと。

(5) 効果測定の実施

ウェブサイトのアクセス状況、SNSの反応等のデータ分析を行い、効果的な改善施策を検討・実施すること。なお、本事業の効果を把握するため、以下の指標等を活用した定量的な効果測定を行うこと。

- ・ウェブサイトアクセス数
- ・旅行商品の販売状況
- ・体験コンテンツの利用実績
- ・SNSのリーチ数およびエンゲージメント 等

(6) その他、本事業を推進するに当たって必要な業務

県内事業者（酒蔵・日本酒の販売事業者・奈良県酒造組合 等）との連携や調整業務を含むこと。

6. 実績報告

受託者は、業務実施に係る実績を報告書として作成し、提出すること。

事業実績報告書には次の項目を含むこと。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務の成果
- ・広報PR成果品（すべての広報PRに関する成果をPDF等データで提出）
- ・委託業務の実施により得られた成果物
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

7. 業務の実施場所

県が指定する場所

8. 著作権

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

なお、疑義が生じた場合は、その都度協議の上決定する。

- (1) 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及

び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。

（2）県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

（3）受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

9. 許可申請手続き等

本業務の遂行にあたり、撮影や掲載許可、会場使用、食品衛生法に基づく申請などの許可申請手続の必要が生じた場合は、受託者の負担により関係機関に対し必要な使用申請手続き等を行うものとする。なお、申請手続きにあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について県と十分事前協議を行うこととする。

10. その他

(1) 再委託について

受託者は、業務の全部、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を行うものとする。

また、受託者は、本委託事業の達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）、再委託業務の内容、再委託期間および再委託の理由等を記載した書面を県に提出し、あらかじめ県の承認を得なければならない。

(2) 仕様変更について

受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。

(3) 実施体制について

当該業務を円滑に遂行するために必要な体制を整備すること。

(4) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

（ア）最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

（イ）健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

（ウ）厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用され

る者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

(エ)雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

(オ)労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

③ 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(5)その他

本業務の実施にあたっては、県の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項についても、県の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。